

株式会社 ちゅうぎんフィナンシャルグループ

証券コード 5832

第2回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

当社本店3階大講堂
岡山市北区丸の内一丁目15番20号
(裏表紙の株主総会会場ご案内略図をご覧ください。)

議決権行使書用紙または
インターネットによる議決権行使期限
2024年6月25日（火曜日）
午後5時

目次

- 第2回定時株主総会招集ご通知
- 株主総会参考書類
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

- 株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆さまに対して、従来どおり一律に株主総会資料を書面にてお送りしております。次回以降の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主さまには簡易な招集通知をお送りする予定です。次回以降も書面での株主総会資料の受領を希望される場合は、当社の議決権の基準日までに書面交付請求のお手続きをお願いいたします。
- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。
- 株主総会当日の報告事項等の内容につきましては、後日準備ができ次第、当社ウェブサイト (<https://www.chugin-fg.co.jp/>) に動画を掲載いたします。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.chugin-fg.co.jp/>) においてお知らせいたします。



株 主 各 位

岡山市北区丸の内一丁目15番20号

株式会社 **ちゅうぎん**フィナンシャルグループ

取締役社長 加藤 貞 則

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.chugin-fg.co.jp/>



上記ウェブサイトアクセスして、「株主・投資家のみなさまへ」「株式情報」「株主総会」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2024年6月25日（火曜日）午後5時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 | 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
- 2 | 場 所 岡山市北区丸の内一丁目15番20号 当社本店3階大講堂
- 3 | 目的事項
- 報告事項 第2期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権を行使される場合には、「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(5頁～6頁)をご高覧のうえ、前述の行使期限までにご行使ください。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前述の行使期限までに到着するようご返送ください。

- (1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取扱います。
- (3) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権を重複行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取扱います。

以上

-
- 株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日ご出席の際は、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ご来場にあたり、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導等のサポートが必要な場合には、株主総会の前日までにお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。
連絡先： 経営企画部広報センター
☎086-223-3110 (代表) (受付時間：土・日・祝日を除く平日9:00～15:00)
 - 株主総会資料の電子提供制度への対応について
株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆さまに対して、従来どおり一律に株主総会資料を書面にてお送りしております。
次回以降の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主さまには簡易な招集通知をお送りする予定です。
次回以降も書面での株主総会資料の受領を希望される場合は、当社の議決権の基準日（定時株主総会については3月31日）までに、お早めに当社株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）またはお取引の証券会社で書面交付請求のお手続きをお願いいたします。
お問い合わせ先：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（電子提供制度専用ダイヤル）
☎0120-696-505（通話料無料）（受付時間：土・日・祝日を除く平日9:00～17:00）

- 株主さまへお送りしている書面には、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 1. 事業報告
 - ① 当社の新株予約権等に関する事項
 - ② 会計監査人に関する事項
 - ③ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ④ 業務の適正を確保するための体制
 - ⑤ 特定完全子会社に関する事項
 - ⑥ 親会社等との間の取引に関する事項
 - ⑦ 会計参与に関する事項
 2. 計算書類等
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の注記」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「計算書類の注記」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト

<https://www.chugin-fg.co.jp/>



インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）
午後5時まで



スマートフォンによる方法

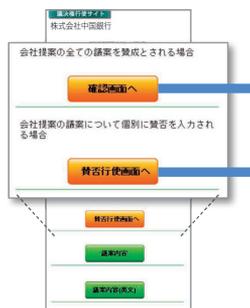
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って
行使完了です。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

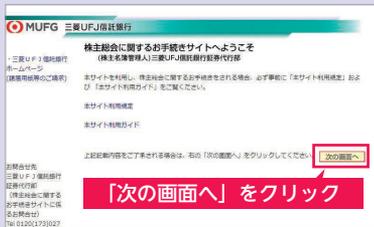
機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社「C」が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

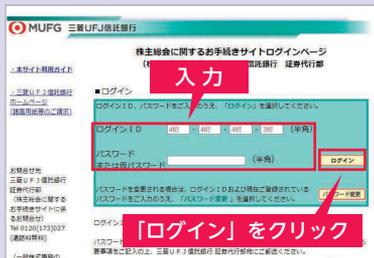


パソコンによる方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



2 お手元の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



■ ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

 **0120-173-027**

(通話料無料) 受付時間：9：00～21：00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

<期末配当に関する事項>

当社では、健全性・収益性（資本効率性）・株主還元の充実の3つのバランスに配慮した資本運営を行っております。

今般、企業価値向上の観点から、今後の持続的なROE向上と株主さまへの還元強化を行うため、従来の配当と自社株取得合計による「総還元性向」に基づく株主還元方針から、配当性向に基づく利益成長を通じた「配当拡大」ならびに資本コントロールに基づく「自己株式の取得」による株主還元方針へ見直すことといたしました。

【具体的な還元方針】

配当性向40%程度を目標とし、利益成長を通じた配当拡大を目指すとともに資本コントロールを通じた機動的な自己株式の取得を行うこととします。

「配当」

- ・親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向40%程度を目標とし、利益成長を通じた配当拡大を目指します。

「自己株取得」

- ・普通株式等Tier1比率（有価証券評価差額金等を除く）11～12%を指標とし、資本コントロールを通じた機動的な自己株式の取得を行います。

第2期の期末配当金につきましては、上記の株主還元方針の変更に鑑み、2023年5月12日公表の当初予定配当額である15円から普通配当を17円増配し、32円といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金32円

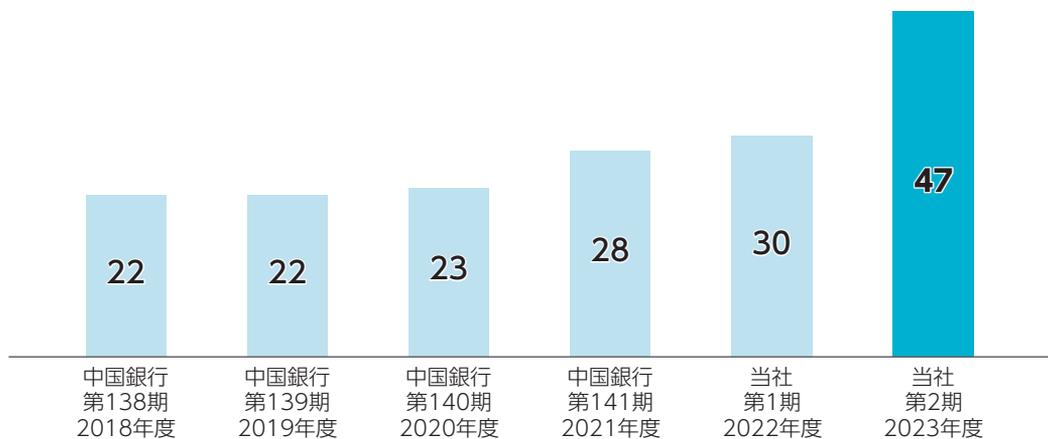
総額 5,822,775,872円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日（木曜日）

ご参考 年間配当金推移

■ 1株当たり配当金 (円)



- (注) 1. 当社は、2022年10月3日に、株式会社中国銀行の単独株式移転により、同行の完全親会社として設立されました。
2. 第138期（2018年度）から第141期（2021年度）までは、株式会社中国銀行の配当金（実績）です。
3. 第1期（2022年度）は、当社の期末配当16円と株式会社中国銀行の中間配当14円の合計値（実績）です。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者については、委員長が社外取締役である「指名報酬委員会」の審議を経て取締役会において決定しております。

なお、監査等委員会は、各候補者を当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位		取締役会への出席状況
1	かとう 加藤 貞則 さだのり	取締役社長 (代表取締役)	再任 男性	11/11回 (100%)
2	はらだ 原田 育秀 いくひで	取締役 専務執行役員 (代表取締役)	再任 男性	11/11回 (100%)
3	やまもと 山本 総一 そういち	取締役 常務執行役員	再任 男性	9/9回 (100%)
4	たにぐち 谷口 晋一 しんいち	執行役員	新任 男性	—
5	ふくはら 福原 賢一 けんいち	社外取締役	再任 社外 男性 独立役員	9/9回 (100%)
6	やつるぎ 八剣 洋一郎 よういちろう		新任 社外 男性 独立役員	—



生年月日

1957年8月23日生

取締役会への出席状況

11/11回 (100%)

所有する当社の株式数

41,497株

1 かとう 加藤 さだのり 貞則

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 株式会社中国銀行入行
2003年2月 同鴨方支店長
2005年2月 同岡南支店長
2008年2月 同システム部副部長
2008年6月 同システム部長
2012年6月 同理事システム部長
2013年6月 同取締役人事部長
2015年6月 同常務取締役
2017年6月 同専務取締役 (代表取締役)
2019年6月 同取締役頭取 (代表取締役) (現任)
2022年10月 当社取締役社長 (代表取締役) (現任)

担当 全般、秘書室、D&I NEXT10推進部

重要な兼職の状況 株式会社中国銀行 取締役頭取 (代表取締役)

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社および株式会社中国銀行の総合企画部門、コンプライアンス部門、システム部門、リスク統括部門などに携わり、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は、当社の取締役社長 (代表取締役) および株式会社中国銀行の取締役頭取 (代表取締役) として、その職務・職責を適切に果たしております。また、当社グループの「この挑戦が、未来となる。」というスローガンのもと、グループの成長戦略の実現を図るべく、2023年3月には新中期経営計画 (未来共創プラン ステージⅢ) を策定しました。こうした経験や知見を活かし、グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



生年月日

1961年4月6日生

取締役会への出席状況

11/11回 (100%)

所有する当社の株式数

29,763株

2 はらだ いくひで 原田 育秀

再任

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社中国銀行入行
2007年10月 同平井支店長
2009年6月 同府中支店長
2011年6月 同大阪支店長
2013年6月 同福山支店長兼備後地区本部副本部長
2015年6月 同執行役員人事部長
2017年6月 同常務取締役
2019年6月 同専務取締役 (代表取締役)
2022年10月 当社専務取締役 (代表取締役)
2023年6月 当社取締役専務執行役員 (代表取締役) 兼株式会社中国銀行取締役専務執行役員 (代表取締役) (現任)

担当 全般、監査部、人財戦略部

重要な兼職の状況 株式会社中国銀行 取締役専務執行役員 (代表取締役)

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社および株式会社中国銀行のシステム部門、リスク統括部門、総合企画部門 (イノベーション推進部門含む)、地方創生SDGs推進部門、人事部門、監査部門などに携わり、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は、当社の取締役専務執行役員 (代表取締役) および株式会社中国銀行の取締役専務執行役員 (代表取締役) として、その職務・職責を適切に果たしております。

こうした経験や知見を活かし、グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



3 やまもと そういち
山本 総一

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社中国銀行入行
2011年6月 同香港支店長
2013年6月 同神辺支店長
2015年6月 同リスク統括部長
2017年6月 同東京支店長
2019年6月 同常務執行役員本店営業部長
2021年6月 同常務執行役員中央地区本部長兼本店営業部長
2022年6月 同常務取締役
2022年10月 当社執行役員
2023年6月 当社取締役常務執行役員兼株式会社中国銀行取締役常務執行役員
(現任)

担当 経営企画部

重要な兼職の状況 株式会社中国銀行 取締役常務執行役員

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社および株式会社中国銀行のシステム部門、リスク統括部門、総合企画部門（イノベーション推進部門含む）などに携わり、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は、当社の取締役常務執行役員および株式会社中国銀行の取締役常務執行役員として、その職務・職責を適切に果たしております。

こうした経験や知見を活かし、グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。

生年月日

1965年8月5日生

取締役会への出席状況

9/9回 (100%)

所有する当社の株式数

22,050株



生年月日

1964年10月21日生

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

19,725株

4 たに ぐち 谷口 しん いち 晋一

新任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 株式会社中国銀行入行
2008年6月 同加古川支店長
2011年6月 同田ノ口支店長
2013年6月 同総合企画部長
2015年6月 同執行役員津山支店長
2017年6月 同常務取締役備後地区本部長
2022年10月 当社執行役員兼株式会社中国銀行常務取締役
2023年6月 当社執行役員兼株式会社中国銀行取締役常務執行役員（現任）

担当 グループ営業戦略部

■ 取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

当社および株式会社中国銀行の営業部門などに携わり、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は、当社の執行役員および株式会社中国銀行の取締役常務執行役員として、その職務・職責を適切に果たしております。

こうした経験や知見を活かし、グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、取締役候補者となりました。



5 ふく はら けん いち
福原 賢一

再任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1976年4月 野村證券株式会社入社
2000年6月 野村證券株式会社取締役
2004年6月 同社退職
2004年6月 株式会社ベネッセコーポレーション（現株式会社ベネッセホールディングス）執行役員専務兼株式会社ベネッセスタイルケア代表取締役社長
2007年6月 株式会社ベネッセコーポレーション（現株式会社ベネッセホールディングス）代表取締役副会長
株式会社ベネッセスタイルケア 退職
2016年6月 株式会社ベネッセホールディングス代表取締役社長
2016年10月 株式会社ベネッセホールディングス代表取締役副会長
2019年6月 株式会社ベネッセホールディングス特別顧問（現任）
株式会社メルコホールディングス社外取締役
2020年6月 公益財団法人ベネッセこども基金代表理事副理事長（現任）
公益財団法人福武財団特別顧問（現任）
2023年6月 当社社外取締役（現任）
株式会社メルコホールディングス社外取締役 退任

■ 重要な兼職の状況 株式会社ベネッセホールディングス 特別顧問

■ 社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

アメリカ国際経営学修士（MIM）を取得し、野村證券株式会社の取締役、株式会社ベネッセホールディングスの代表取締役社長・代表取締役副会長を歴任するなど、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。現在は、当社の社外取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や見識を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者としてしました。

生年月日

1951年4月19日生

社外取締役在任年数（本
總會終結時）

1年

取締役会への出席状況

9/9回（100%）

所有する当社の株式数

600株



6 やつるぎ よういち ろう 八劔 洋一郎

新任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
1998年1月	日本アイ・ビー・エム株式会社ネットワークサービス事業部長
1999年6月	AT&T Global Network Services Japan LLC President
2001年4月	AT&T Asia Pacific President
2003年8月	日本テレコム株式会社専務執行役
2005年2月	株式会社ウィルコム代表取締役社長
2007年9月	SAPジャパン株式会社代表取締役社長
2010年1月	株式会社ワークスアプリケーションズ最高顧問
2011年12月	イグレック株式会社代表取締役社長
2015年4月	イグレック株式会社理事（現任）
2015年12月	内閣サイバーセキュリティセンター 情報セキュリティ指導専門官（現任）
2018年10月	株式会社ワークスアプリケーションズ取締役副社長
2021年7月	株式会社電算システム専務取締役DX事業本部長
2024年4月	ジオテクノロジー株式会社代表取締役社長CEO（現任）

生年月日

1955年5月3日生

社外取締役在任年数（本総会最終時）

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式数

—

重要な兼職の状況

イグレック株式会社 理事
ジオテクノロジー株式会社 代表取締役社長CEO

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年に亘り、複数の企業に経営者として携わり、企業経営の豊富な経験および高い見識を有するとともに、内閣サイバーセキュリティセンターの情報セキュリティ指導専門官を務めており、IT・DXの専門性も有しております。こうした経験や見識・専門性を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員であるものを含む）、執行役員および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、保険料は当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 福原賢一氏、八劔洋一郎氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」（後述）を充たしております。なお、当社は、福原賢一氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ており、本議案が承認可決された場合には、福原賢一氏、八劔洋一郎氏を「独立役員」として指定する予定であります。
4. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合には、当社は福原賢一氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であり、また、八劔洋一郎氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 各取締役候補者の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。なお、（現任）の記載がないものについては、全て退職または退任しております。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位			取締役会・監査等委員会への出席状況
1	おおはら ひろゆき 大原 浩之	常勤監査等委員	再任	男性	取締役会： 11/11回 (100%) 監査等委員会： 11/11回 (100%)
2	きよの ゆきよ 清野 幸代	監査等委員	再任	独立役員 社外 女性	取締役会： 11/11回 (100%) 監査等委員会： 11/11回 (100%)
3	ひとみ やすひろ 人見 康弘		新任	独立役員 社外 男性	取締役会： — 監査等委員会： —
4	いきごし えみこ 生越 栄美子		新任	独立役員 社外 女性	取締役会： — 監査等委員会： —



1 おお はら ひろ ゆき
大原 浩之

再任 男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社中国銀行入行
2006年2月 同竹原支店長
2008年2月 同融資部担当部長兼経営改善サポートセンター長
2011年6月 同米子支店長
2013年6月 同融資部長
2017年6月 同執行役員人事部長
2019年6月 同常務取締役
2022年6月 同取締役（常勤監査等委員）
2022年10月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

生年月日

1962年7月10日生

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

監査等委員会への出席状況

11/11回（100%）

所有する当社の株式数

8,279株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社中国銀行のコンプライアンス部門、リスク統括部門、システム部門などに携わり、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。現在は、当社の取締役（常勤監査等委員）として、その職務・職責を適切に果たしております。

こうした経験や知見を活かし、当社の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できることから、監査等委員である取締役候補者としてしました。



2 きよ の ゆき よ 清野 幸代

再任

社外

独立役員

女性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 司法修習生
1995年4月 弁護士登録
1995年4月 近藤弦之介法律事務所（現：弁護士法人太陽総合法律事務所）入所
2004年4月 きよの法律事務所開設 同事務所弁護士（現任）
2009年度 岡山弁護士会副会長
2020年6月 株式会社中国銀行社外取締役（監査等委員）
2022年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

生年月日

1963年12月13日生

社外取締役在任年数（本総会終結時）

1年9か月

監査等委員である取締役在任年数（本総会終結時）

1年9か月

取締役会への出席状況

11/11回（100%）

監査等委員会への出席状況

11/11回（100%）

所有する当社の株式数

4,500株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、法務および男女共同参画に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。現在は、当社の社外取締役（監査等委員）として、その職務・職責を適切に果たしております。

こうした経験や見識・専門性を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で、当社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する補足説明

清野幸代氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」（後述）を充たしております。なお、同氏と株式会社中国銀行との間に預金取引がございますが、株式会社中国銀行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。また、きよの法律事務所と当社グループとの間に顧問契約はなく、役員報酬以外の支払いはございません。



3 ひとみ やすひろ 人見 康弘

新任

社外

独立役員

男性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年3月 株式会社シマノ入社
2008年1月 同社釣具事業部開発設計部長
2009年2月 同社釣具事業部開発設計部長兼釣具販促企画部長
2010年3月 同社取締役釣具事業部開発設計部長
2017年1月 同社取締役釣具事業部開発設計担当
2018年3月 同社顧問
2021年3月 同社顧問退任
2022年6月 株式会社中国銀行社外取締役（監査等委員）（現任）

生年月日

1957年2月17日生

社外取締役在任年数（本総会終結時）

—

監査等委員である取締役在任年数（本総会終結時）

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式数

1,900株

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

株式会社シマノの取締役として開発設計部門を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しております。現在は、株式会社中国銀行の社外取締役（監査等委員）として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や見識を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で、当社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としました。

■ 独立性に関する補足説明

人見康弘氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」（後述）を充たしております。なお、同氏と株式会社中国銀行との間に預金取引がございますが、株式会社中国銀行の総預金残高に占める割合は0.1%未満であります。また、当社グループと株式会社シマノとの間に取引はございません。



4 いきごし えみこ 生越 栄美子

新任

社外

独立役員

女性

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年10月 中央新光監査法人入所
 1994年3月 公認会計士登録
 2003年6月 中央青山監査法人社員就任
 2007年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所、社員（パートナー）就任
 2023年10月 生越公認会計士事務所開設 代表（現任）

生年月日

1960年5月13日生

社外取締役在任年数（本総会終結時）

—

監査等委員である取締役在任年数（本総会終結時）

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式数

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。こうした経験や知見・専門性を活かし、グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、経営から独立した立場で、当社の取締役会の意思決定の適切性を確保するとともに、監査・監督体制の強化への貢献が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

■ 独立性に関する補足説明

生越栄美子氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」（後述）を充たしております。なお、同氏と株式会社中国銀行との間に取引はございません。また、生越公認会計士事務所と当社グループとの間に顧問契約はございません。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員であるものを含む。）、執行役員および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、保険料は当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 清野幸代氏、人見康弘氏、生越栄美子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が定める独立性基準を充足し、また、当社が定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」（後述）を充たしております。なお、当社は、清野幸代氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として届け出ており、本議案が承認可決された場合には、清野幸代氏、人見康弘氏、生越栄美子氏を「独立役員」として指定する予定であります。
4. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合には、当社は清野幸代氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であり、また、人見康弘氏、生越栄美子氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 各監査等委員である取締役候補者の「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。なお、（現任）の記載がないものについては、全て退職または退任しております。

(ご参考) 【社外取締役の独立性に関する判断基準】

当社では、独立役員の資格を充たす社外取締役をすべて独立役員として指定しております。

当社における独立性を有する社外取締役とは、東京証券取引所の定める社外取締役の独立性の基準を充足するとともに、現在または最近（※1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とします。

- (1) 当社グループを主要な（※2）取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な（※2）取引先またはその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額（※3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 当社グループから多額（※3）の寄付等を受けている者またはその業務執行者
- (5) 当社の主要株主（※4）またはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者（※5）を除く。）の近親者（※6）
 - (ア) 上記（1）から（5）に該当する者
 - (イ) 当社のグループ会社の業務執行者および業務執行者でない取締役

※上記における用語の定義は、以下のとおりとする。

- (※1) 「最近」：
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- (※2) 「主要な」：
直近事業年度の連結売上高（当社グループの場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。
- (※3) 「多額」：
過去3年平均で、年間1,000万円以上。
- (※4) 「主要株主」：
議決権比率10%以上。
- (※5) 「重要でない者」：
「会社の役員・部長クラスの者や会計事務所・法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士等」ではない者。
- (※6) 「近親者」：
二親等内の親族。

(ご参考) 【取締役のスキル・マトリックス】

氏 名		社内取締役：高度な知見または業務経験を有する分野 社外取締役：高度な知見を有し、特に専門性が発揮できる分野							
		企業経営/ サステナ ビリティ	経営 戦略	コンプラ イアンス/ リスク管理	人財 戦略	営業 戦略	システム /DX	財務 会計	法務
取締役 (監査等委員を除く)	加藤 貞則 男性	●	●	●	●	●	●		
	原田 育秀 男性	●	●	●	●	●	●		
	山本 総一 男性	●	●	●		●	●		
	谷口 晋一 新任 男性	●	●			●			
	福原 賢一 社外 男性	●	●	●	●	●	●		
	八剣 洋一郎 社外 新任 男性	●	●	●	●	●	●		
監査等委員である取締役	大原 浩之 男性	●		●	●	●	●		
	清野 幸代 社外 女性								●
	人見 康弘 社外 新任 男性	●	●						
	生越 栄美子 社外 新任 女性							●	

※各人が有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以 上

第2期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

<企業集団の主要な事業内容>

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社、子会社24社及び関連会社1社で構成され、岡山県を中心とした東瀬戸内圏を主たる営業基盤として、銀行業を中心に、リース業、証券業等の金融サービスに係る事業を行っております。

<金融経済環境>

2023年度の国内経済は、新型コロナウイルスの5類移行により、景気の自律的な循環を制約してきた要因が解消され、インバウンド需要が回復しました。また、春闘における30年ぶりの高い賃上げや企業の高い投資意欲等、国内の経済には前向きな動きが見られました。

一方で、世界的なインフレおよび資源・エネルギー価格高騰等により、世界経済の減速が見込まれており、国内経済への影響が懸念され、先行き不透明な状況にあります。

地元経済につきましては、海外経済や物価上昇の影響を受けつつも、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ、個人消費や設備投資は増加しており、景気は回復傾向にあります。

今後は海外経済の減速や物価の高止まり等の影響により、企業収益の悪化や個人消費への影響も懸念されます。地元経済の状況に注視するとともに、地元企業への積極的な資金供給や経営課題の解決への対応を通じて、地元経済発展への貢献に向けて取り組む方針です。

<事業の経過および成果>

当社グループでは、人口減少や高齢化などの厳しい経営環境へ対応するため、地域社会とともに発展するビジネスモデルを確立すべく、2017年3月に「地域・お客さま・従業員と分かち合える豊かな未来を共創する」を長期ビジョンとする期間10年の長期経営計画『Vision2027「未来共創プラン」』を策定しました。

2017年度から2019年度までの中期経営計画(未来共創プラン ステージⅠ)は、足場固めの期間と位置づけ、戦略的なシステム投資やBPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)を中心とした業務の効率化による徹底した構造改革に取り組み、ハード面を強化してまいりました。

2020年度から2022年度までの中期経営計画(未来共創プラン ステージⅡ)は、行動改革の期間と位置づけ、持株会社体制への移行、新規事業の創出、人事制度改定といったソフト面を強化してまいりました。

そして、2023年度から始まった中期経営計画(未来共創プラン ステージⅢ)は、ステージⅠ・Ⅱの成果を発揮し、長期経営計画の実現を図るため、「3つの成長戦略」を主要戦略として定めて、取り組みを始めました。

- I. 地方創生SDGsの「深化」
- II. イノベーションの創出
- III. グループ経営基盤の強化

当期における活動成果は以下のとおりです。

I. 地方創生SDGsの「深化」

地域の脱炭素化への取組みとして、中国銀行では、環境省が募集する「脱炭素先行地域」について、岡山県瀬戸内市や他の事業者と共同提案を行い、同市が脱炭素先行地域に選定されました。また、香川県三豊市と、地域の脱炭素化の実現を図るため、脱炭素社会の実現に向けた連携に関する協定を締結しました。Cキューブ・コンサルティングは岡山県津山市の脱炭素先行地域申請支援業務を受託しました。ちゅうぎんエネルギーは、岡山県瀬戸内市と同市の地球温暖化の防止に向けた「2040年ゼロカーボン社会の実現」目標に賛同する4者の出資により「瀬戸内市民電力株式会社」を設立しました。このように、地域を面で捉えた取組みが徐々に展開され始めており、今後も取組みを拡大してまいります。

また、中国銀行は岡山市SDGs推進パートナーズ登録事業者のSDGsの達成につながる活動の活性化への寄与を目的として、同市と『「岡山市SDGs推進パートナーズ制度」に係る普及及び登録事業者の取組推進に関する協定書』を締結しました。パートナーズ登録事業者に個別・具体的な支援を提供し、取組推進を図るとともに、SDGsの達成につながる地域経済の活性化に寄与してまいります。

営業店の活動においては、2023年4月から「ちゅうぎんポジティブ・インパクト・ファイナンス」(以下、「PIF」といいます。)の取扱いを開始しております。PIFは、お取引先の企業活動が環境・社会・経済に与えるプラスの影響(ポジティブ・インパクト)とマイナスの影響(ネガティブ・インパクト)を中国銀行が包括的に特定・評価・モニタリングする、当該企業活動の継続的な支援を目的とした融資です。昨年度は岡山県内企業として初めてのPIF案件を手掛けたことに加え、複数件のPIF案件に対応しております。また、お客様のSDGsやESGに関連する企業目標を設定し、当該目標の達成状況に応じて融資条件(金利)が変動する「ちゅうぎんサステナビリティ・リンク・ローン」にも積極的に取り組んでいます。

さらに、お客様のSDGs・脱炭素に向けた取組みを促進・支援するサービスとして、「ちゅうぎんカーボンニュートラルサポート」の取扱いを開始しました。CO₂排出量算定のご支援、算定結果報告シートの交付・ご説明、CO₂算定シートのご提供をサービス内容としています。

今後も幅広い金融サービスの提供とコンサルティング機能の発揮を通じ、持続可能な地域社会の実現に取り組んでまいります。

II. イノベーションの創出

当社は、DXの実現に向けたデジタル技術の活用や体制整備等の取組みが経済産業省のDX推進指標に基づいた認定基準を満たしていることから「DX認定事業

者」に認定されました。また、当社グループでは、昨年夏にイノベーションラボを立ち上げ、AIの研究を進めております。さらに2024年2月からはMicrosoft 365を搭載したSurface端末を本部の一部行員に配布し、活用・研究を進めております。

さらに、当社グループでは最大規模のDXイベントとなる「ちゅうぎんDXフェア2023」を開催しました。当該イベントでは、最新技術や独自のプロダクトを有する26社が県内外より一堂に集結し、さまざまな分野のDXツールをご紹介しました。当社グループは、今後もお客さまのDXへの取組みを支援し、企業価値の向上や地域経済の発展に貢献してまいります。

アライアンスでは、中国銀行が岡山県内の中小企業のDXを強力に後押しするため、DXに向けた伴走支援やデジタル人材の育成を目的とした「DXサンライズおかやま」に参画しました。また、鳥取銀行と相続関連業務（遺言信託業務および遺産整理業務）について業務提携を行いました。さらに、ちゅうぎんエナジーがアイ・グリッド・ソリューションズとの間でオンサイトPPA事業に関する業務提携を行いました。今後もアライアンス等の強化により、新たな可能性を模索してまいります。

Ⅲ. グループ経営基盤の強化

当社グループが地域、お客さまと共に持続的に成長していくためには、『人財』の力が必要不可欠であり、ベースアップならびに初任給の引上げを実施しました。人的資本投資では、人財データの可視化を進めるため、タレントマネジメントシステムを導入しました。

また、誰もが活躍できる社会の実現および当社グループの持続的な成長を目指し、ダイバーシティインクルージョンの推進、従業員エンゲージメントの向上、組織風土改革等の取組みを一層進めるため、NEXT10推進室を改組し、「D&I NEXT10推進部」を新設しました。そして、多様な人財の活躍を推進するため、キャリア採用の強化や社内メンター制度の導入等に取り組んでまいりました。その結果、女性管理・監督職は202名（管理監督職に占める割合は17.7%、前年同期比+55名）（2024年3月末時点）となっております。

財務戦略では、地域活性化に向けた資本活用を意識し、事業性貸出金、個人ローン等のコア領域、再エネ、不動産、船舶、航空機、エクイティ活用等の戦略領域、市場性貸出、有価証券運用等の市場性領域の3つのアセットの積み上げを意識した戦略や実行を進めました。また、政策投資株式は計画を上回るペースで縮減を進めました。

事業ポートフォリオの最適化と経営資源の戦略的配分では、グループ内の事業を担う人財の適正配分に向けて、配置を強化する領域と効率化する領域に分けて、濃淡をつけた配置を実現するための体制整備を進めました。

以上のような経済環境の中、株主ならびにお客さまの皆さま方のご支援のもと、グループ一体となってサービス向上と経営基盤の強化に努めました結果、次のような営業の成果となりました。

【当社グループの連結業績等】

連結経常収益は前年同期比48億円増収の1,846億円、連結経常費用は前年同期比32億円増加の1,534億円となりました。その結果、連結経常利益は前年同期比15億円増益の311億円、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比9億円増益の213億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比6,756億円増加の6兆2,313億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比2,560億円増加の8兆3,095億円となりました。

【中国銀行の業績と主要勘定期末残高】

中国銀行の業績につきましては、経常収益は、有価証券売却益の減少がありましたが、資金運用収益の増加により、前年度比13億円増加の1,657億円となりました。経常費用は、有価証券売却損が減少したものの、外貨調達コストの増加による影響が大きく、前年度比21億円増加の1,390億円となりました。その結果、経常利益は前年度比9億円減益の266億円、当期純利益は前年度比9億円減益の184億円となりました（1株当たり当期純利益99円73銭）。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金は、地域活性化に向けた資本活用の観点から、お客さまの資金ニーズに対して、積極的に対応した結果、事業性資金や個人ローンを中心に、前年度末比6,847億円増加の6兆2,511億円、預金等（譲渡性預金を含む）は個人預金・法人預金が堅調に推移し、前年度末比2,620億円増加の8兆3,407億円となりました。

<対処すべき課題>

今後の経営環境につきましては、日銀のマイナス金利政策が解除されたものの、海外経済の減速、物価上昇などを主因として不安定な状況が続くことが想定されており、企業収益の悪化や個人消費の落ち込み、それに伴う地域経済の停滞が懸念されます。

このような経営環境への対応やサステナビリティ経営を推進するため、これまでに手掛けた取組みをさらに強化するとともに、新たな成長に向けた挑戦に取り組んでまいります。

「Ⅰ. 地方創生SDGsの『深化』」では、地域社会やお客さまが抱える環境問題に取り組むため、地域プラットフォームを形成する取組みに注力し、当社グループを起点とした地域における共創の場を創出してまいります。当社グループは「ヒト・モノ・カネ」に関するご相談をワンストップで解決できるという利点を活かし、グループシナジーを発揮しながら、地域やお客さまが抱える課題やニーズに寄り添って解決してまいります。これらの取組みを通じて、地域の魅力やポテンシャルを引き出し、地域の持続的な発展に貢献してまいります。

「Ⅱ. イノベーションの創出」では、当社グループ自らがDX企業グループになるよう、業務プロセスの変革やシステム開発に取り組んでまいります。また、当社グループのノウハウを活かし、地域社会のアライアンスパートナー等を積極的に活用し、新規事業の開発等、新たな価値の創出に取り組んでまいります。

「Ⅲ. グループ経営基盤の強化」では、成長戦略を高度に実践していくために、強固なグループ経営基盤を確立してまいります。変化し続ける経営環境に柔軟に対応するため、持株会社であるちゅうぎんフィナンシャルグループの機能強化を目的として、組織体制の見直しを進めてまいります。また、人的資本投資の強化やダイバーシティの推進へより強力に取り組んでまいります。

以上の3つの成長戦略を組み合わせ、地域・お客さまの発展へ貢献することで、地域全体の付加価値を高めていきます。そして、その付加価値の一部が収益となり、株主の皆さまや従業員へ還元し、また事業に再投資することで、地域社会・お客さまと相互に発展する持続的なビジネスモデルを実現します。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経常収益	—	—	179,860	184,661
経常利益	—	—	29,608	31,191
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	20,486	21,389
包括利益	—	—	△16,957	60,719
純資産額	—	—	527,948	581,115
総資産	—	—	9,849,196	10,763,804

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社は、2022年10月3日設立のため、2021年度以前の状況については記載しておりません。
 3. 2023年度より割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しており、2022年度について遡及適用後の数値を記載しております。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
営業収益	—	—	9,833	8,854
受取配当額	—	—	9,000	7,000
銀行業を営む子会社	—	—	9,000	7,000
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	—	—	9,015	7,101
1株当たり当期純利益	一円一銭	一円一銭	49円00銭	38円86銭
総資産	—	—	482,138	481,758
銀行業を営む子会社株式等	—	—	449,284	449,284
その他の子会社株式等	—	—	24,711	24,811

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を自己株式を除く期中平均株式数で除して算出しております。
 3. 当社は、2022年10月3日設立のため、2021年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の従業員の状況

	当 年 度 末			
	銀 行 業	リ ー ス 業	証 券 業	そ の 他 の 事 業
従 業 員 数	2,762 人	44 人	88 人	94 人

(注) 従業員数には、出向者、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

- イ 銀行業
- 株式会社中国銀行
- ① 営業所数

	当 年 度 末	
岡 山 県	87店	(うち出張所 5)
広 島 県	23	(—)
鳥 取 県	1	(—)
香 川 県	12	(—)
愛 媛 県	1	(—)
兵 庫 県	6	(—)
大 阪 府	1	(—)
東 京 都	1	(—)
国 内 計	132	(5)
海 外	2	(—)
合 計	134	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗内店舗方式の支店を28か店（うち出張所2か所）、特別出張所を3か所、海外駐在員事務所を3か所、店舗外現金自動設備を199か所それぞれ設置しております。

- ② 当年度の新設・廃止営業所
 当年度において、シンガポール支店を新設いたしました。
 注1. 当年度において、加茂特別出張所、江見特別出張所を新設いたしました。
 注2. 当年度において、シンガポール駐在員事務所を廃止いたしました。
- ③ 銀行代理業者の一覧
 該当ありません。
- ④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
 該当ありません。

□ リース業、証券業及びその他の事業
 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ

営業所等	所在地
本 社	岡 山 市

(注) 上記以外のリース業、証券業及びその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な子会社等の状況、□ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	リース業	証券業	その他の事業	合計
設備投資の総額	1,778	5	7	3	1,794

- 重要な設備の新設等
 該当事項はありません。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金 (百万円)	当社が有する 子会社等の 議決権比率 (%)	その他
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内一丁目 15番20号	銀行業務	15,149	(100.00) 100.00	—
中銀リース株式会社	岡山市北区丸の内一丁目 14番17号	リース業務	50	(100.00) 100.00	—
中銀カード株式会社	岡山市北区柳町二丁目 11番23号	クレジットカード業務	50	(100.00) 100.00	—
中銀アセット マネジメント株式会社	岡山市北区柳町二丁目 11番23号	投資顧問業務、証券投資 信託委託業務	120	(100.00) 100.00	—
中銀証券株式会社	岡山市北区本町2番5号	証券業務	2,000	(100.00) 100.00	—
株式会社ちゅうぎん キャピタルパートナーズ	岡山市北区丸の内一丁目 15番20号	ファンド運営・管理業務	200	(100.00) 100.00	—
株式会社ちゅうぎん ヒューマンインベションズ	岡山市北区本町2番5号	有料職業紹介業務	50	(100.00) 100.00	—
株式会社Cキューブ・ コンサルティング	岡山市北区本町2番5号	コンサルティング業務	150	(100.00) 100.00	—
株式会社ちゅうぎん エナジー	岡山市北区丸の内一丁目 15番20号	地域エネルギー・脱炭素 関連業務	100	(0.00) 100.00	—
株式会社C B S	岡山市北区丸の内一丁目 15番20号	現金整理精算業務、現金 自動設備保守管理業務	10	(0.00) 100.00	—
中銀事務センター 株式会社	岡山市中区平井三丁目 1046番地1	銀行業務の事務処理業務	10	(0.00) 100.00	—
中銀保証株式会社	岡山市北区丸の内二丁目 10番17号	信用保証業務	50	(0.00) 100.00	—

(注) 1. 上記12社は連結子会社であります。

2. 当社が有する子会社等の議決権比率欄は、間接所有分を含む割合であり（ ）内に直接保有割合を内数で示しております。なお、小数点第3位を切り捨てて記載しております。

ハ 重要な業務提携の概況

該当ありません。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

イ 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
加 藤 貞 則	取 締 役 社 長 (代表取締役)	全般、秘書室、 D&I N E X T 10推進部 担当	株式会社中国銀行 取締役頭取 (代表取締役)	
原 田 育 秀	取 締 役 専 務 執 行 役 員 (代表取締役)	全般、監査部、 人財戦略部担当	株式会社中国銀行 取締役専務執行役員 (代表取締役)	
宮 長 雅 人	取 締 役 会 長		株式会社中国銀行 取締役会長	
山 本 総 一	取 締 役 常 務 執 行 役 員	経営企画部担当	株式会社中国銀行 取締役常務執行役員	
福 原 賢 一	(社外) 取締役		株式会社ベネッセホールデ ィングス 特別顧問	
大 原 浩 之	(常勤) 取締役 (監査等委員)			
西 藤 俊 秀	(社外) 取締役 (監査等委員)			
田 中 一 宏	(社外) 取締役 (監査等委員)			公認会計士
清 野 幸 代	(社外) 取締役 (監査等委員)			弁護士

- (注) 1. 社外取締役福原賢一氏、西藤俊秀氏、田中一宏氏及び清野幸代氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、常勤監査等委員を1名選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。

ロ 事業年度中に退任した会社役員

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位
寺 坂 幸 治	2023年6月23日	任期満了	専務取締役 (代表取締役)
小 寺 明	2023年6月23日	任期満了	(社外) 取締役

(参考)

当社は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職
谷口晋一	執行役員	グループ営業戦略部担当	株式会社中国銀行 取締役常務執行役員
小野哲治	執行役員	経営管理部、サステナビリティ推進部担当	株式会社中国銀行 取締役常務執行役員
西明寺康典	執行役員		中銀リース株式会社 代表取締役社長
西宇建雄	執行役員		株式会社ちゅうぎんヒューマンイノベーションズ 代表取締役社長
坂口有美子	執行役員	D&I NEXT10推進部長	

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会決議により下記のとおり定めております。

①基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、グループ経営理念、経営ビジョン等に基づき、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割として十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、確定金額報酬としての基本報酬、業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬（株式報酬）により構成するものとする。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立性を確保するため、業績へのインセンティブに左右されない確定金額報酬としての基本報酬のみで構成するものとする。

なお、当社は銀行持株会社として、子銀行である株式会社中国銀行と一体的な報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合には、報酬等を一定割合で按分するものとする。

②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の基本報酬は、月額 of 確定金額報酬とし、役位別に当社グループの業績・財務状況、同業他社及び他業態の役員報酬の状況等を、総合的に勘案して決定する方針とする。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月額 of 確定金額報酬とし、同業他社及び他業態の役員報酬も考慮しながら、決定する方針とする。

指名報酬委員会（任意の委員会）の委員を務める社外取締役については、一定額の報酬を上乗せするものとする。

③業績連動報酬（賞与）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬（賞与）は、年度業績を重視した成果インセンティブであり、業務執行取締役としての職責に対応し、業績と報酬との連動性を明確にすることで、株主価値重視の経営意識を高めるものとする。

支給金額は、「親会社株主に帰属する当期純利益」を指標とする業績連動テーブルに基づき、役位別に算出し、取締役会で決議のうえ、毎年一定の時期に支給する方針とする。

但し、「親会社株主に帰属する当期純利益」が75億円以下の場合には、支給しないものとする。

<業績連動テーブル>

親会社株主に帰属する 当期純利益	業績連動報酬 (賞与) 支給倍率
300億円超	2.0
275億円超 ～ 300億円以下	1.8
250億円超 ～ 275億円以下	1.6
225億円超 ～ 250億円以下	1.4
200億円超 ～ 225億円以下	1.2
175億円超 ～ 200億円以下	1.0
150億円超 ～ 175億円以下	0.8
125億円超 ～ 150億円以下	0.6
100億円超 ～ 125億円以下	0.4
75億円超 ～ 100億円以下	0.2
75億円以下	0.0

当事業年度における業績連動報酬の算定の基準となる親会社株主に帰属する当期純利益の実績額は213億円となりました。

④非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬（株式報酬）は、譲渡制限付株式報酬とし、当社グループの業績と株式価値との連動性を一層強め、取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果ならびに株主と利益を共有することによって中長期にわたる株主価値向上の経営意識を高めるために当社の普通株式を毎年一定の時期に割り当てる方針とする。

譲渡制限付株式報酬の割当数は、役位別に定めた基準額と割当時の株価水準に基づき、役位別に算出し、取締役会で決議のうえ、毎年一定の時期に割り当てるものとする。

⑤基本報酬の額、業績連動報酬の額、非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合（構成比率）の決定に関する方針

取締役（社外取締役と監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬構成比率については、当社グループの業績・財務状況、同業他社及び他業態の役員報酬を考慮しながら、指名報酬委員会において審議を行う。取締役会は、指名報酬委員会の答申内容を尊重し、インセンティブが適切に機能する報酬比率を決定する方針とする。

なお、基準となる種類別の報酬構成比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬（賞与）：非金銭報酬（株式報酬）＝4：1：1とする。

役員報酬制度の概要

	報酬の種類	報酬の限度額	対象の取締役	株主総会の決議時期
①	基本報酬 (確定金額報酬)	240百万円	取締役 (監査等委員である取締役を除く)	2023年6月23日
		うち30百万円	社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	2023年6月23日
②	業績連動報酬(賞与)	110百万円	取締役 (監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く)	2023年6月23日
③	非金銭報酬 (株式報酬)	100百万円	取締役 (監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く)	2023年6月23日

(注) 決議における員数：5名(うち社外取締役1名)

□ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役全員の協議のうえで、本決定方針に基づき報酬案を作成する。

報酬案については、公正性・透明性・客観性を強化するため、指名報酬委員会による審議・答申に基づき、事前に社外を含む全取締役へ開示し、グループ

経営会議で審議し、監査等委員会の意見を踏まえたうえで、本決定方針に基づき取締役会で決定する方針とする。

これらの手続きを経たのち、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬が決定されていることから、取締役会はその内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

- ハ 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社では、取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、下記のとおり定めております。

①基本方針

当社の監査等委員である取締役の報酬は、グループ経営理念、経営ビジョン等に基づき、当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る役割として十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお、独立性を確保するため、業績へのインセンティブに左右されない確定金額報酬としての基本報酬のみで構成するものとする。

役員報酬制度の概要

	報酬の種類	報酬の限度額	対象の取締役	株主総会の決議時期
①	基本報酬 (確定金額報酬)	70百万円	監査等委員である取締役	2023年6月23日

(注) 決議における員数：4名(うち社外取締役3名)

- ②基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、月額確定金額報酬とし、当社の業務執行取締役の役員報酬、同業他社および他業態の役員報酬も考慮しながら、決定する方針とする。

監査等委員である社外取締役の基本報酬は、月額確定額報酬とし、同業他社および他業態の役員報酬も考慮しながら、決定する方針とする。指名報酬委員会（任意の委員会）の委員を務める社外取締役については、一定額の報酬を上乗せするものとする。

- 二 取締役（監査等委員）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、本決定方針に基づき監査等委員会で決定する方針とする。

ホ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く）	7名	101	71	18	11
取締役（監査等委員）	4名	46	46	—	—

(注) 上記には、2023年6月23日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬等の額を含んでおります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
福原賢一 (社外取締役)	当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことによって生じた当社に対する損害賠償責任を法令に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。
西藤俊秀 (社外取締役) (監査等委員)	
田中一宏 (社外取締役) (監査等委員)	
清野幸代 (社外取締役) (監査等委員)	

(4) 補償契約

- 在任中の会社役員との間の補償契約
該当事項はありません。
- 補償契約の履行等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および当社のすべての子会社のすべての取締役（監査等委員であるものを含む）、執行役員および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしており、保険料は当社が全額負担しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
福原賢一 (社外取締役)	株式会社ベネッセホールディングス 特別顧問
西藤俊秀 (社外取締役) (監査等委員)	該当事項はありません。
田中一宏 (社外取締役) (監査等委員)	該当事項はありません。
清野幸代 (社外取締役) (監査等委員)	該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	当事業年度開催の取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
福原賢一 (社外取締役)	9ヵ月	2023年6月23日の取締役就任以来開催の取締役会9回全てに出席しております。	アメリカ国際経営学修士 (MIM) を取得し、野村證券株式会社の取締役、株式会社ベネッセホールディングスの代表取締役社長・代表取締役副会長を歴任する等、企業経営の豊富な経験および高い見識を有しており、当該視点から監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。
西藤俊秀 (社外取締役) (監査等委員)	1年6ヵ月	取締役会11回全て及び監査等委員会11回全てに出席しております。	花王株式会社取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス部門を歴任する等、企業経営全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員として委員会に出席し、積極的な意見を述べております。

氏名	在任期間	当事業年度開催の取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
田中一宏 (社外取締役) (監査等委員)	1年6ヵ月	取締役会11回全て及び監査等委員会11回のうち10回に出席しております。	公認会計士としての豊富な専門知識と実務経験を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。
清野幸代 (社外取締役) (監査等委員)	1年6ヵ月	取締役会11回全て及び監査等委員会11回全てに出席しております。	弁護士としての豊富な専門知識と実務経験を有しており、当該視点から監査・監督機能を果たすことを期待していたところ、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど適切に役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員長として取締役の指名・報酬の決定・承認プロセスを牽引しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等
報酬等の合計	5名	30

(注) 上記には、2023年6月23日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名に対する報酬等の額を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)に関して、社外役員の特段の意見はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	500,000千株
	発行済株式の総数	184,771千株
(2) 当年度末株主数		17,758名
(3) 大株主		

株主の氏名または名称	当社への出資状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	23,321	12.81
株式会社日本カストディ銀行	8,950	4.91
岡山土地倉庫株式会社	5,358	2.94
日本生命保険相互会社	4,756	2.61
倉敷紡績株式会社	4,559	2.50
シーピー化成株式会社	4,478	2.46
ちゅうぎんフィナンシャルグループ従業員持株会	4,282	2.35
明治安田生命保険相互会社	3,804	2.09
静林業株式会社	2,370	1.30
住友生命保険相互会社	2,320	1.27

- (注) 1. 発行済株式（自己株式2,809千株を除く。）の総数に対する持株比率が上位となる10名の株主について、持株数の順に記載しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、株式会社日本カストディ銀行の持株数は全て信託業務に係る株式数であります。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式の交付を受けた者の人数 (人)	譲渡制限付株式数 (株数)
取締役 (社外取締役を除く)	4	18,210
社外取締役	—	—
監査等委員	—	—

5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役であるものを除く。)	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第1回新株予約権 (2) 新株予約権の数 38個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 3,800株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2039年7月31日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第2回新株予約権 (2) 新株予約権の数 47個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 4,700株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2040年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第3回新株予約権 (2) 新株予約権の数 76個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 7,600株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2041年8月1日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役であるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第4回新株予約権 (2) 新株予約権の数 74個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 7,400株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2042年8月3日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 	1名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第5回新株予約権 (2) 新株予約権の数 75個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 7,500株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2043年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第6回新株予約権 (2) 新株予約権の数 77個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 7,700株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2044年8月4日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役であるものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第7回新株予約権 (2) 新株予約権の数 61個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,100株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2045年7月30日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第8回新株予約権 (2) 新株予約権の数 100個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 10,000株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2046年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 	2名
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第9回新株予約権 (2) 新株予約権の数 110個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 11,000株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2047年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び社外取締役であるものを除く。)	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第10回新株予約権 (2) 新株予約権の数 138個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 13,800株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2048年8月3日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	3名
	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第11回新株予約権 (2) 新株予約権の数 184個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 18,400株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2049年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	3名
	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第12回新株予約権 (2) 新株予約権の数 196個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 19,600株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2050年7月30日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員及び 社外取締役である ものを除く。)	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第13回新株予約権 (2) 新株予約権の数 220個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 22,000株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2051年7月29日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行 の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。	3名
	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第14回新株予約権 (2) 新株予約権の数 266個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,600株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2023年2月3日から2053年2月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行 の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。	4名

(注) 2022年6月24日開催の株式会社中国銀行定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社中国銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員)	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第11回新株予約権 (2) 新株予約権の数 53個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,300株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2049年8月2日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第12回新株予約権 (2) 新株予約権の数 56個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 5,600株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2050年7月30日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	(1) 名称 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ 第13回新株予約権 (2) 新株予約権の数 63個 (3) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 6,300株 (4) 権利行使価格 (1株あたり) 1円 (5) 新株予約権の行使期間 2022年10月3日から2051年7月29日まで (6) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当社取締役又は株式会社中国銀行の取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	1名

(注) 2022年6月24日開催の株式会社中国銀行定時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社中国銀行が発行した新

株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。

**(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等
該当ありません。**

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人		
指定有限責任社員 黒木 賢一郎	16百万円	—
指定有限責任社員 鈴木 重久		
指定有限責任社員 齊藤 幸治		

- 注1. 当社および当社子会社及び子法人等が当該監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は106百万円であります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、これらについて妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合、その他会計監査人の変更が必要と判断される場合には、会計監査人の解任または再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会決議により、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備にかかる基本方針を定めております。事業年度末日現在における当該基本方針の内容および運用状況の概要については、下記のとおりであります。これらの体制は有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化および実効性のさらなる強化を図っていく方針であります。

【業務の適正を確保するための体制の整備状況の概要】

〔1〕取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、当社グループの企業倫理を定めた「グループ企業行動規範」および業務遂行にあたって考慮しなければならない「グループ行動指針」に則って職務を執行し、取締役に関する基本事項を定めた「取締役規程」を遵守する。

取締役会については原則1か月に1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督する。その運営にあたっては「取締役会規程」に則り、適正を確保し、法令・定款違反を未然防止する。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、各監査等委員が、監査等委員会の定める方針や分担に従って取締役の職務執行の状況を監査し、必要に応じて意見の表明や取締役の行為の差止めなど適切な措置を講じる。

(2) 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するため以下の体制を整備する。

(ア) 反社会的勢力による不当要求には組織として対応し、対応する取締役および使用人の安全を確保する。

(イ) 平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築する。

(ウ) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶し、資金提供は絶対に行わない。

(エ) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(オ) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行わない。

〔2〕取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、「取締役会規程」に基づき、関連資料とともに取締役会議事録を10年間保管し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。その他の重要書類についても「情報資産管理基準」および社内規程に則り、保存媒体毎に適切に管理する。

また、上記媒体については、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

〔3〕 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループの業務執行に係る主要なリスクとして以下の（ア）から（オ）のリスクを認識し、個々のリスクの把握と管理、および統合的なリスク管理の体制を整備する。
なお、各リスクの詳細な定義については、「グループリスク管理基本規程」に定める。
 - （ア）信用リスク
 - （イ）市場リスク
 - （ウ）流動性リスク
 - （エ）オペレーショナル・リスク
 - （オ）その他経営に重大な影響を及ぼすリスク
- (2) リスクに見合った十分な自己資本の充実を通じ、当社グループの業務の健全性および適切性を確保するため、自己資本管理体制および資産査定管理体制を整備する。
- (3) 各種リスクの管理は「グループリスク管理基本規程」に定めるリスク管理の基本方針、その他リスク管理に関する諸規程等に則り行う。また、当社の統合的リスク管理部署を経営管理部とし、各種リスク毎の主管部署を定めるとともに、グループリスク管理委員会等の委員会を設置し、適正なリスク管理を行う。
- (4) 業務計画、中期経営計画等の戦略目標策定時には、リスク管理計画を定める。また、各種リスクの管理状況については、定期的に取り締役会へ報告する。
- (5) 不測の事態が発生した場合には、緊急対策本部の設置など体制を整備するとともに、「危機管理マニュアル」に則り損害拡大を防止すべく適切に対応する。

〔4〕 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの経営に影響を及ぼす事項は、取締役会で決議すべき重要事項として事前に会長、社長、副社長、専務取締役等、常務取締役等によって構成され、監査等委員が出席するグループ経営会議において議論を行い、審議する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」、各種諸規程等に定められた決裁権限、手続きに則り行う。

〔5〕 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス体制を確保することを目的として「グループ企業行動規範」および「グループ行動指針」ならびに「法令等遵守規程」「コンプライアンスマニュアル」を定める。
また、就業規則その他諸規程、事務取扱要領等についても、法令および定款に適合する内容とする。

- (2) コンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長とするグループコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備と法令遵守状況の把握等を行う。コンプライアンスに関する統括部署を経営管理部とし、コンプライアンスに関する諸施策の検討等を行う。
- (3) 当社グループのコンプライアンスの基本方針および実施計画として、年度毎のコンプライアンスプログラムの策定・見直し、コンプライアンスチェックの定期的な実施、コンプライアンス研修の実施などコンプライアンス態勢の整備に向けた諸施策を計画的に実行する。
- (4) 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を置き、使用人の職務が法令および定款等に適合することの監査を行う。
- (5) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発見された場合には、就業規則に基づき社内通報システムである「経営ヘルプライン」等により適切に対応する。

〔6〕次に掲げる体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の取締役、その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社グループ会社における業務の適切性の確保および実効性ある経営管理を行うため、「グループ経営管理規程」を定める。当社グループ会社では、当社の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正を確保する。
 - (2) 当社では、当社グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当社への決裁・報告を受ける体制を基礎とした当社グループ会社の経営管理を行う。当社での決裁・報告事項のうち、重要な事項については、当社監査等委員会へ報告する。
また、当社は、当社グループ会社と監査契約を締結し、内部監査を実施する。
 - (3) 当社グループ会社では「リスク管理基本規程」を定め、個々のリスクの把握と管理、統一的なリスク管理の体制を整備するとともに、「グループ経営管理規程」に則り所定事項について協議・報告を行う。また、不測の事態が発生した場合には「危機管理マニュアル」に則り、損害拡大を防止すべく適切な対応を行う。
 - (4) 当社グループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」ほか各種規程を整備し、定められた決裁権限、手続きに則り行う。

- (5) 当社ではコンプライアンス体制を確保するため、「グループ企業行動規範」「グループ行動指針」ならびに「コンプライアンスマニュアル」を定める。また、就業規則その他諸規程等についても法令および定款に適合する内容とする。
- (6) 当社グループでは、当社グループ会社の社内不正事件を直接グループトップに通報できる当社グループの「経営ヘルプライン」に関する規程を定め、その適切な運用を維持する。
- (7) 当社グループ会社は、当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合、当社監査等委員会に報告する。
- (8) 当社グループは、会計に関する法令や基準等を遵守し、グループの財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

〔7〕 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を監査等委員会室に置く。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、取締役の業務執行にかかる業務を兼務せず、監査等委員会監査に関する調査・企画・管理・指導を行うことを規定する。
また、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事考課、人事異動については、事前に監査等委員会と協議し、同意を得た上で決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

〔8〕 次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - ・子会社の取締役、監査役、その他これらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - ・当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 取締役および使用人は、「監査等委員会への報告基準」に基づき、当社の経営に影響を及ぼす重要な事項その他必要な事項について、適時に監査等委員会に報告する。
前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 子会社の取締役、監査役、その他これらの者から報告を受けた者は、「グループ経営管理規程」に基づき、当社の経営に影響をおよぼす重要な事項その他必要な事項について、適時に監査等委員会へ報告する。
 - (3) 当社および子会社は、役職員が当該報告をしたことを理由として、報告者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

〔9〕 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は「監査等委員会監査等基準」により、監査等委員会が職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に償還を請求することができる。

〔10〕 その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査等委員会規程」ならびに「監査等委員会監査等基準」により、経営に重要な影響を及ぼす意思決定を行う会議への監査等委員の出席、重要書類の監査等委員会への回覧、内部監査部門・会計監査人・監査法人との連携等を通じ、監査等委員会の監査の実効性確保に努める。

また、代表取締役は監査等委員会との定期的な意見交換を行い、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備等について相互認識を深める。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社では、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

業務の適正を確保するための当事業年度の主な運用状況は次のとおりであります。

〔1〕 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の監督を行っております。なお、当該期間におきましては、取締役会を11回開催しております。
- ・弁護士1名、公認会計士1名を含む4名の社外取締役（監査等委員を含む）により、取締役に対する監督・監査機能の実効性を強化しております。

〔2〕 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係る主要なリスクを適切に管理するため、グループALM委員会、グループリスク管理委員会等を設置しております。各委員会の役割と開催状況は次のとおりであります。

- ・グループALM委員会
金利為替予測、内外資金に関する安定的収益確保策、収益の月次実績の分析ならびに今後の方針・施策を主に審議しており、11回開催しております。
- ・グループリスク管理委員会
信用リスク・市場リスク・流動性リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク管理全般に関する事項を主に審議しており、11回開催しております。

〔3〕取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・重要な業務執行の決定権限の一部を取締役会からグループ経営会議に委任することにより、取締役会付議事項を経営戦略など重要性の高い議案に絞り込み、取締役会の議論の充実を図っております。

〔4〕使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス重視の企業風土醸成のため、代表取締役を委員長とするグループコンプライアンス委員会を設置しており、体制の整備と法令遵守状況の把握等を行っております。
- ・外部の顧問弁護士4名のみならず、企業内弁護士を2名配置し、法律問題について随時相談できる体制としております。
- ・コンプライアンスを全職員に周知徹底するため、本部においてテーマを定め、全部署ごとに毎月コンプライアンス勉強会を実施しております。

〔5〕当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社では、当社の各種規程に準じて諸規程を定めるとともに、各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正性を確保しております。
- ・当社は、グループ各社に対し協議・報告に関する基準を定め、その基準に従い当社への決裁・報告を受ける体制を基礎としたグループ各社の経営管理を行っております。当該協議・報告のうち重要な事項については、当社監査等委員会へ報告しております。

〔6〕その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、社外監査等委員3名を含む4名で構成されています。当該期間において監査等委員会は11回開催し、監査に対する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。
- ・監査等委員会は、監査部と随時実施している情報交換会、原則月1回開催される監査結果の意見交換会、年2回開催される「三様監査意見交換会」（監査等委員、監査部、外部監査人が出席）により、相互の連携を図っております。

9 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内一丁目15番20号	449,284百万円	481,758百万円

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11 会計参与に関する事項

該当ありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する事項）

当社では、健全性・収益性（資本効率性）・株主還元の実の3つのバランスに配慮した資本運営を行っております。

今般、企業価値向上の観点から、今後の持続的なROE向上と株主さまへの還元強化を行うため、従来の配当と自社株取得合計による「総還元性向」に基づく株主還元方針から、配当性向に基づく利益成長を通じた「配当拡大」ならびに資本コントロールに基づく「自己株式の取得」による株主還元方針へ見直す事といたしました。具体的な還元方針は以下の通りです。

配当性向40%程度を目標とし、利益成長を通じた配当拡大を目指すとともに、資本コントロールを通じた機動的な自己株式の取得を行うこととします。

「配当」

・親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向40%程度を目標とし、利益成長を通じた配当拡大を目指します。

「自己株取得」

・普通株式等Tier1比率（有価証券評価差額金等を除く）11～12%を指標とし、資本コントロールを通じた機動的な自己株式の取得を行います。

第2期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
現金預け金	1,418,224	預金	8,211,551
コールローン	192,117	譲渡性預金	98,020
買入金銭債権	23,797	コールマネー	145,023
商品有価証券	1,017	売現先勘定	158,022
金銭の信託	32,000	債券貸借取引受入担保金	604,049
有価証券	2,596,411	借入金	744,106
貸出金	6,231,363	外国為替	440
外国為替	14,078	社債	10,000
リース債権及びリース投資資産	30,456	信託勘定借	9,988
その他資産	198,940	その他負債	163,073
有形固定資産	35,622	賞与引当金	1,573
建物	9,391	役員賞与引当金	44
土地	19,030	退職給付に係る負債	429
建設仮勘定	177	役員退職慰労引当金	54
リース資産	1,344	睡眠預金払戻損失引当金	800
その他の有形固定資産	5,679	ポイント引当金	133
無形固定資産	2,301	特別法上の引当金	8
ソフトウェア	1,994	繰延税金負債	918
ソフトウェア仮勘定	213	支払承諾	34,450
その他の無形固定資産	93	負債の部合計	10,182,689
退職給付に係る資産	9,010	【純資産の部】	
繰延税金資産	4,582	資本金	16,000
支払承諾見返	34,450	資本剰余金	7,292
貸倒引当金	△60,570	利益剰余金	494,988
資産の部合計	10,763,804	自己株式	△2,812
		株主資本合計	515,468
		その他有価証券評価差額金	55,647
		繰延ヘッジ損益	6,024
		退職給付に係る調整累計額	3,754
		その他の包括利益累計額合計	65,426
		新株予約権	220
		純資産の部合計	581,115
		負債及び純資産の部合計	10,763,804

第2期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		184,661
資金運用収益	124,120	
貸出金利息	84,185	
有価証券利息配当金	35,845	
コールローン利息	2,797	
預け金利息	944	
その他の受入利息	347	
信託報酬	0	
役務取引等収益	22,034	
その他業務収益	28,046	
その他経常収益	10,459	
償却債権取立益	37	
その他の経常収益	10,421	
経常費用		153,469
資金調達費用	61,843	
預金利息	11,641	
譲渡性預金利息	19	
コールマネー利息	5,845	
売現先利息	6,974	
債券貸借取引支払利息	454	
コマーシャル・ペーパー利息	908	
借入金利息	4,386	
社債利息	78	
その他の支払利息	31,533	
役務取引等費用	3,491	
その他業務費用	17,133	
営業経費	57,850	
その他経常費用	13,150	
貸倒引当金繰入額	8,942	
その他の経常費用	4,207	
経常利益		31,191
特別利益		48
固定資産処分益	48	
特別損失		339
固定資産処分損	216	
減損損失	122	
金融商品取引責任準備金繰入額	0	
税金等調整前当期純利益		30,899
法人税、住民税及び事業税	13,326	
法人税等調整額	△3,816	
法人税等合計		9,510
当期純利益		21,389
親会社株主に帰属する当期純利益		21,389

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,000	7,302	479,223	△1,000	501,526
会計方針の変更による 累積的影響額			53		53
会計方針の変更を反映し た当期首残高	16,000	7,302	479,276	△1,000	501,579
当期変動額					
剰余金の配当			△5,678		△5,678
親会社株主に帰属する 当期純利益			21,389		21,389
自己株式の取得				△2,000	△2,000
自己株式の処分		△10		187	177
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△10	15,711	△1,812	13,888
当期末残高	16,000	7,292	494,988	△2,812	515,468

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	34,234	△3,320	△4,818	26,096	272	527,894
会計方針の変更による 累積的影響額						53
会計方針の変更を反映し た当期首残高	34,234	△3,320	△4,818	26,096	272	527,948
当期変動額						
剰余金の配当						△5,678
親会社株主に帰属する 当期純利益						21,389
自己株式の取得						△2,000
自己株式の処分						177
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	21,412	9,344	8,573	39,329	△51	39,278
当期変動額合計	21,412	9,344	8,573	39,329	△51	53,167
当期末残高	55,647	6,024	3,754	65,426	220	581,115

連結計算書類の注記

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 12社

株式会社中国銀行、中銀リース株式会社、中銀証券株式会社、中銀カード株式会社、中銀アセットマネジメント株式会社、株式会社ちゅうぎんキャピタルパートナーズ、株式会社ちゅうぎんヒューマンイノベーションズ、株式会社Cキューブ・コンサルティング、株式会社ちゅうぎんエナジー、株式会社C B S、中銀事務センター株式会社、中銀保証株式会社

(連結の範囲の変更)

株式会社ちゅうぎんエナジーを新規設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

② 非連結の子会社及び子法人等 12社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等 2社

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しており、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等 該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 12社

④ 持分法非適用の関連法人等 1社

持分法非適用の非連結の子会社及び関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等 1社

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として株式を所有しており、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社とし

て取り扱っておりません。

- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 12社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関係会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、建物については定率法（その他は法人税法に基づく定率法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：4年～40年

その他：2年～20年

当社及びその他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として法人税法に基づく定率法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年間）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として、貸出金等の平均残存期間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、これらの予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、または景気循環等長期的な視点も踏まえた過去の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定することとしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上することとしております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上することとしております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金に係る内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績率に基づき計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、過去の使用実績率に基づき計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	企業年金制度にかかるものについて、発生した連結会計年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、その他の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(14) 収益及び費用の計上基準

(イ) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(ロ) 顧客との契約から生じる収益

当社及び連結子会社は、顧客との契約について以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社及び連結子会社は、内国為替、預り資産の販売、投資銀行業務など広範な銀行業務に関連するサービスの提供等を行っており、当社及び連結子会社が顧客との契約に基づく義務を履行した時点で収益を認識しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、有価証券とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(16) 証券投資信託の解約損益に関する会計処理

銀行業を営む連結子会社では、証券投資信託の期中解約損益については、有価証券利息配当金に計上しております。また、邦貨建証券投資信託及び外貨建証券投資信託ごとの有価証券利息配当金が負の金額となる場合には、当該負の金額を国債等債券償還損に計上することとしております。

(17) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準の変更)

当社の連結子会社である中銀リース株式会社は、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準について、従来より、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（業種別監査委員会報告第19号 2000年11月14日）に基づき、割賦債権と繰延割賦未実現利益を両建計上し、割賦売上高と割賦売上原価を両建計上する処理を行ってまいりましたが、2023年4月1日にリースシステムを変更したことに伴い、経済実態をより適切に財務諸表に反映させることが可能となったことから、当連結会計年度より、元

本相当額を割賦債権に、利息相当額を売上高に計上する方法に変更しております。

また、販売型割賦に含まれる利息相当額の計上方法については、従来、定額法を採用しておりましたが、今回のシステム変更に伴い、当連結会計年度より、原則的な方法である利息法に変更しております。

なお、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高は53百万円増加しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

当社グループにおいては、与信業務は最大の収入源であり、連結貸借対照表上、貸出金、支払承諾見返等の信用リスク資産の占める重要性は高く、経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上した貸倒引当金は、60,570百万円であり、算出にあたり採用した会計上の見積りに関する内容は次のとおりであります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 金額の算出方法

「1. 会計方針に関する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

「貸倒引当金の計上基準」に記載している資産の自己査定とは、保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合に従って区分することをいい、債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先）に応じて、適正な償却・引当を実施しております。なお、要注意先のうち三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権については要管理先として区分して償却・引当を実施しております。

また、格付モデルなどによる基礎格付をもとに、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等を勘案した返済能力を判定し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認のうえ、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、年間弁済可能額による債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を勘案し、債務者区分を判定しております。

なお、貸出条件を緩和した債務者のうち、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画及び合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始された場合には、当該債務者に対する貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとしております。

また、市場性ローンを含むストラクチャードファイナンスや非日系融資などのSFセンター及び国際部において運用している貸出金を本部貸出金として管理しており、これらについては、債務者のキャッシュ・フローの状況、延滞の有無及びその期間並びに法的整理等の事象の有無といった形式的な側面に加えて、各案件のリスク要因の把握やリスク度合いの分析及び外部格付け等の入手可能な情報に基づき、これらを総合的に勘案し債務者区分を判定しております。

② 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

過去の貸倒実績率と将来の予想損失率には一定の関連性があるとの前提のもと、正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、または景気循環等長期的な視点も踏まえた過去の平均値に基づき損失率を求め、これに貸出金の平均残存期間等必要な修正を考慮した予想損失率により要引当額を算出しております（当連結会計年度における平均残存期間は、正常先は5.63年、要注意先は4.48年となっております）。破綻懸念

先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して過去の貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて要引当額を算出しております。

また、「① 金額の算出方法」に記載のとおり、貸出条件を緩和した債務者のうち、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画及び合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始された場合には、当該債務者に対する貸出金は貸出条件緩和債権に該当しないものとしております。

なお、当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響は和らぎつつありますが、一方で円安の進行や資源・エネルギー価格の高騰などの影響が企業収益に及ぼす影響が懸念され、そのような影響を大きく受けている個別の債務者の業績回復見通しや債務者が作成した経営改善計画等の達成見込みなど入手できる情報に基づき検討した結果も考慮したうえで債務者区分の判定を行い、貸倒引当金を計上しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記、過去の貸倒実績率と予想損失率との相関関係、貸出金の平均残存期間、債務者が作成した経営改善計画等の実現可能性及び今後の経営環境の動向についての想定など、債務者区分の判定や貸倒引当金の金額の算出に用いた主な仮定には不確実性が含まれており、想定していなかった大口の債務者の業況悪化に伴う貸倒実績率の上昇や貸出金の残存期間の長期化、債務者が作成した経営改善計画等の計画数値の前提となった経営環境の急激な変化により、貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、損失額が増加する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）
6,325百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17,804百万円
危険債権額	66,346百万円
三月以上延滞債権額	1,386百万円
貸出条件緩和債権額	29,942百万円
合計額	115,479百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,737百万円であります。

4. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は8,227百万円であります。

5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,363,478百万円
貸出金	498,136百万円
その他資産	73百万円

担保資産に対応する債務

借入金	730,482百万円
債券貸借取引受入担保金	604,049百万円
売現先勘定	158,022百万円
預金	21,750百万円

上記のほか、日本銀行当座貸越契約、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券58,687百万円、商品有価証券97百万円及びその他資産25百万円を差し入れております。

また、「その他資産」には、金融商品等差入担保金72,601百万円、中央清算機関差入証拠金50,000百万円、先物取引差入証拠金2,338百万円、保証金797百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,588,941百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,275,286百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 82,037百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,877百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は92,821百万円であります。

10. 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度において、銀行業を営む連結子会社において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(イ) 岡山県内

用途	営業用店舗等	3カ所
種類	土地及び建物等	
減損損失額	41百万円	

(ロ) 岡山県外

用途	営業用店舗等	5カ所
種類	土地及び建物等	
減損損失額	81百万円	

これらの営業用店舗等は、当社の連結子会社である株式会社中国銀行において、営業キャッシュ・フローの低下及び店舗統廃合の決定により投資額の回収が見込まれなくなったことから、資産グループの帳簿価額を回収可能価額（すべて正味売却価額）まで減額し、当該減少額を減損損失（122百万円）として特別損失に計上しております。

当連結子会社の営業用店舗等については、継続的な収支の把握を行っているグループ店単位または支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、コンピューターセンター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社及びその他の連結される子会社及び子法人等については、主として各社を1つの資産グループとしております。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額であり、不動産鑑定評価基準に基づき算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,771	—	—	184,771	
合計	184,771	—	—	184,771	
自己株式					
普通株式	1,071	1,939	201	2,809	(注)
合計	1,071	1,939	201	2,809	

(注) 増加株式数1,939千株のうち、1,938千株は取締役会決議による買受けによるもの、残りの0千株は単元未満株式の買取りによるものです。

また、減少株式数201千株のうち、66千株は新株予約権の行使によるもの、134千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるもの、残りの0千株は単元未満株式の売渡しによるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当社	ストック・オプション としての新株予約権		—				220	
	合計		—				220	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,939	16.00	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	2,739	15.00	2023年9月30日	2023年12月6日
合計	—	5,678	31.00	—	—

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,822	利益剰余金	32.00	2024年3月31日	2024年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループ（当社及び連結される子会社及び子法人等）は銀行業務を中心に金融サービスにかかる事業を行っております。グループ企業の中核をなす銀行業務として、主に預金業務により資金調達を行い、貸出金業務や有価証券投資業務等により資金運用を行っております。

また、保有している資産・負債の将来の金利や為替、債券、株式価格などの変動に伴うリスクをヘッジし収益を安定させること及びお客さまのニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供することを主目的にデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する主な金融資産は、主として国内の法人、地方公共団体及び地方公社、個人に対する貸出金です。貸出金は、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越に区分され、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し損失を被る「信用リスク」や金利が変動することにより利益が低下ないし損失を被る「金利リスク」にさらされています。

有価証券、商品有価証券及び買入金銭債権は、主に株式、債券及び外国債券、信託受益権です。これらは、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しており、発行体の「信用リスク」、「金利リスク」、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」及び為替相場が当初の予定と相違することによって損失が発生する「為替リスク」にさらされています。また、市場の混乱等により市場において取引ができないことや、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」にさらされています。（※「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」を総称して「市場リスク」といいます。）

預金及び譲渡性預金は、主として国内の法人、地方公共団体及び地方公社、個人に対する円建及び外貨建であり、預金は当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金、特別勘定預金に区分されます。調達である預金は、運用である貸出金・有価証券との期間のミスマッチや予期せぬ預金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」や「金利リスク」にさらされています。

また、利用しているデリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ取引、金利キャップ取引）、通貨関連取引（通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引、ノンデリバラブル・フォワード取引）、債券関連取引（債券先物取引、債券オプション取

引)、株式関連取引(株式先物取引、株式オプション取引)、クレジットデリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ取引)などであります。デリバティブ取引は、保有している資産・負債の将来の金利や為替、債券、株式価格などの変動に伴うリスクをヘッジし収益を安定させること及びお客さまのニーズにお応えし、各種のリスクヘッジ手段を提供することを主目的としている一方、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)での利用については、一定のポジション枠、損失限度額を定めた上で限定的に取扱っております。

上記のうち、ヘッジ目的のデリバティブ取引は、社内規程等に定めるヘッジ方針(金利リスク等の軽減)に基づき実施しており、貸出金、有価証券を対象とした金利スワップ取引及び外貨建有価証券や預金を対象とした通貨スワップ取引等があります。なお、ヘッジの有効性の評価方法として、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定するほか、一部については個別に対応させて評価しております。また、為替変動リスクのヘッジについては、通貨スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、社会経済の健全な発展に貢献するとともに、それを通じて当社グループ自身も発展していくため、与信業務を適切に管理し、当社グループの財務の健全性を維持・向上することを信用リスク管理の目的としております。また、各業務部門にわたる多様な取引に内在する信用リスクを網羅的かつ統合的に管理し、それぞれの特性に適合したリスク評価方法および管理方法を定め、適切に管理することを信用リスク管理の基本方針としております。

信用リスク管理体制としては、信用リスク管理の基本方針に則りグループ各社が信用リスク管理を行うとともに、信用リスク管理統括部署である経営管理部がグループ全体の信用リスクを統括管理する体制としております。

信用リスク管理の方法としては、与信判断の基準および手続きを定める与信管理制度と、その手続きの一部で、与信判断の基礎となる信用リスク評価を行うための基準および手続きを定める信用リスク評価制度を設けております。これらの制度を適切に運用し、信用リスク損失の発生を未然に防止したり、一定の範囲内に抑えるなど、リスク制御を行っております。また、与信集中リスクについても、特定先・グループや特定業種等への過度の与信集中を回避することで適切に制御しております。こうした取組みにより、信用リスクのコントロールと安定的な収益の確保を目指しております。

信用リスクにかかる規制所要自己資本の計測は、自己資本比率規制のリスク管理上および情報開示上の重要性に鑑み、信用リスク管理体制において厳格に実施しております。なお、景気後退や大口与信先のデフォルト等のストレス下での信用リスク・財務状況等を把握し、自己資本の十分性ないしはリスク管理計画の妥当性等を評価し、与信管

理等に反映する枠組みを整備しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利や為替、株式等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当社グループでは、市場リスクの状況を現在価値変動と資金利益変動の両面から把握・分析するとともに、ストレス・テストを行うなど多面的に評価することを市場リスク管理の基本方針としております。

市場リスク管理体制としては、市場リスク管理の基本方針に則りグループ各社が市場リスク管理を行うとともに、市場リスク管理統括部署である経営管理部がグループ全体の市場リスクを統括管理する体制としております。

市場リスク管理の方法としては、市場業務における有価証券等の売買により売買益を狙うトレーディング業務については、取引限度や損失限度額を設け、一定額以上の損失が生じないように管理しております。バンキング業務（投資有価証券業務）については、中長期的に安定収益を確保するため、ALM分析やVaR（バリュー・アット・リスク）による分析などにより、リスクとリターンのバランスに配慮したリスク管理運営を行っております。なお、市場業務については、市場リスクを中心として、信用リスクおよび流動性リスクを含めて機動的に管理できる体制を整備しております。

預貸金業務を含めた市場リスクの管理については、金利リスク量の計測をはじめとして多面的にリスクの状況分析を行い、グループリスク管理委員会およびグループALM委員会において、資産・負債の総合的な管理という観点から議論のうえ、運用・調達方針の検討を行っております。

【市場リスクに係る定量的情報】

（リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用している金融商品）

当社グループでは、市場リスク量をVaRにより計測し、限度額の管理ならびにストレス・テストなどを行い、リスクを多面的に把握・分析、評価し、管理しております。

前提条件として、価格や金利の変動が正規分布に従うと仮定する分散共分散法を採用し、観測期間を5年間、信頼区間を99.9%、保有期間をバンキング業務は125営業日、トレーディング業務は10営業日としております。金融商品のうち、株式（非上場株式を除く）・投資信託・その他資産については価格変動リスク、債券・預金・貸出金等については金利リスクとして計測し、価格変動リスクと金利リスクとの相関（注）を考慮しております。

（注）一般的に平常時においては、株価が上昇した時は金利も上昇し（債券価格は下落）、また逆に、株価が下落した時は金利も低下（債券価格は上昇）するなど、株価と金利は順相関の関係（株価と債券価格は逆相関）にあります。当社の市場リスク量は、この相関関係を考慮しておりますので、価格変動リスクと金利リスクを単純合算した値よりも小さくなります。なお、市場環境の急激な変化などのストレス時には、上記の相関関係通りの動きとならない可能性がありますので、別途ストレス・テストや資本配賦運営等により補完する体制としております。

2024年3月31日（当期決算日）の市場リスク量は、次のとおりです。

	(単位：百万円)
市場リスク量	183,835
バンキング業務	183,566
(価格変動リスク)	(124,166)
(金利リスク)	(79,386)
(相関考慮)	(△19,986)
トレーディング業務	269

なお、当社グループでは、市場リスク計測の有効性を確認するため、VaRと損益を比較するバック・テストングを定期的に行っております。なお、比較する損益は、VaR計測時のポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益を使用しております。バック・テストングの結果、市場リスク計測モデル・計測手法等には問題がないと判断しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をもとに一定の前提条件を置き統計的に算出した値であるため、前提条件を超えたリスクは捕捉できない場合があります。このため、別途ストレステスト等により補完する体制としております。

(リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない金融商品)

当社グループでは、非上場株式については、市場リスク計測の対象外としておりません（信用リスクで計測）。

③ 流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（以下、「資金繰りリスク」）、ならびに市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（以下、「市場流動性リスク」）をいいます。

当社グループでは、資金繰り運営の重要性を認識し、安定した資金繰り運営を行うことを資金繰りリスク管理の基本方針としております。また、商品ごとの市場規模、流動性等その市場特性等を勘案し、市場流動性に十分配慮することを市場流動性リスク管理の基本方針としております。

流動性リスク管理体制としては、流動性リスク管理の基本方針に則りグループ各社が流動性リスク管理を行うとともに、流動性リスク管理統括部署である経営管理部がグループ全体の流動性リスクを統括管理する体制としております。

流動性リスク管理の方法としては、早期警戒指標のモニタリングを行うなど日々の資金繰り状況に留意し、資金繰りリスクの抑制に努めております。また、流動性の高い資産の保有方針や運用と調達の一定期間の資金ギャップに限度額を設定するなど資金繰りリスク管理方針を定め、流動性リスク管理を行っております。

なお、特に重要性の高い子銀行では、預金による調達が大半を占めており、資金繰りは安定しておりますが、不測の事態に備えて、保有有価証券を活用した市場調達など、調達手段の多様化も図っております。また外貨については市場調達環境が悪化し市場での再調達が困難となる事態を想定したストレス・テストにより資金繰りが可能であることを検証しているほか、外貨運用・調達の安定度合いを表す外貨安定比率を計測・管理し外貨バランスシートの中長期的な安定性維持を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券	1,017	1,017	－
(2) 金銭の信託	32,000	32,000	－
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	57,720	57,633	△87
その他有価証券（※1）	2,510,720	2,510,720	－
(4) 貸出金	6,231,363		
貸倒引当金（※2）	△59,226		
	6,172,137	6,185,645	13,508
資産計	8,773,595	8,787,017	13,421
(1) 預金	8,211,551	8,210,336	△1,215
(2) 譲渡性預金	98,020	98,023	3
(3) 借入金	744,106	744,080	△25
負債計	9,053,678	9,052,440	△1,237
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(73,205)	(73,205)	－
ヘッジ会計が適用されているもの（※4）	8,667	8,667	－
デリバティブ取引計	(64,537)	(64,537)	－

（※）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（※1）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を計上しております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（※4）ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	4,196
② 投資事業組合出資金(※3)	23,772
③ 外貨外国株式(※1)	0
合 計	27,969

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 非上場株式について減損処理を行っておりません。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(現金除く)	1,373,936	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	5,400	2,899	22,667	8,769	17,984	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	149,758	360,265	391,312	146,271	142,036	991,617
貸出金(※)	1,543,179	1,192,472	861,620	588,017	669,226	1,261,886
合 計	3,072,274	1,555,637	1,275,600	743,058	829,247	2,253,504

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの84,121百万円、期間の定めのないもの30,838百万円は含めておりません。

(注3) 預金、譲渡性預金、債券貸借取引受入担保金及び借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	7,976,264	184,092	44,677	377	6,140	—
譲渡性預金	97,294	726	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	604,049	—	—	—	—	—
借入金	185,538	149,977	407,043	503	530	513
合 計	8,863,146	334,795	451,721	881	6,670	513

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	－	20,000	－	20,000
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	183	833	－	1,017
その他有価証券（※1）				
株式	162,499	－	－	162,499
国債	661,271	－	－	661,271
地方債	－	699,914	－	699,914
社債	－	228,929	96,458	325,387
その他	240,157	412,392	4,949	657,499
資産計	1,064,112	1,362,070	101,408	2,527,590
デリバティブ取引（※2）				
金利関連	－	10,937	－	10,937
通貨関連	－	(75,475)	－	(75,475)
債券関連	0	－	－	0
デリバティブ取引計	0	(64,537)	－	(64,537)

(※1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は4,147百万円であります。

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表 (単位:百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
1,122	-	29	2,995	-	-	4,147	-

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度 (2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	-	12,000	12,000
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	12,305	-	-	12,305
地方債	-	16,092	-	16,092
社債	-	29,236	-	29,236
貸出金	-	-	6,185,645	6,185,645
資産計	12,305	45,328	6,197,645	6,255,279
預金	-	8,210,336	-	8,210,336
譲渡性預金	-	98,023	-	98,023
借入金	-	730,511	13,569	744,080
負債計	-	9,038,871	13,569	9,052,440

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託につきましては、原則として信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により、算定した価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式やETF、上場REIT、国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債につきましては、将来キャッシュ・フローの合計額をリスクフリーレートに内部格付けに基づく区分ごとの信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定した価格を時価としており、レベル3の時価に分類しております。

その他、相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、デフォルト率、等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、「手形貸付」「商業手形」「当座貸越」については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

「証書貸付」については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、現在価値を算定しております。使用する割引率は、事業者向け・地方公共団体向け・地方公社向け貸出については、リスクフリーレートに、内部格付ごとの信用リスク要因を上乗せした利率を用いております。個人向け貸出金については、連結決算日時点の新規貸出利率を用いております。なお、将来キャッシュ・フローの見積もりにあたり、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、次の金利変更日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近

似していると想定されることから、当該価額を時価としております。

これらの時価の算出に当たっては、観察できないインプットによる影響が重要であるため、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

預金のうち、「当座預金」「普通預金」等の要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

「定期預金」等及び「譲渡性預金」については、将来キャッシュ・フローを商品ごとにグルーピングし、連結決算日時点の新規預入利率で割り引いて現在価値を算定しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規調達を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの時価の算出に当たって、観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
当連結会計年度 (2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 社債 私募債	割引現在価値法	信用スプレッド	0.047%~5.453%	0.254%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
当連結会計年度 (2024年3月31日)

(単位：百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(※1)	その他の包括利益に計上					
商品有価証券及び有価証券								
その他有価証券								
社債	99,515	△2	△325	△2,728	-	-	96,458	-
その他	6,911	-	249	△2,211	-	-	4,949	-

(※1) 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

(3) 時価の評価のプロセスの説明

バック部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めております。ミドル部門は使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。またバック部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明
信用スプレッド

信用スプレッドは内部格付に基づく区分ごとに算定した推定値です。信用スプレッドの著しい上昇(低下)は、時価の著しい低下(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2024年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△3

2. 満期保有目的の債券 (2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	12,277	12,305	27
	地方債	7,299	7,327	28
	社債	3,092	3,103	11
	小計	22,669	22,736	67
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	8,799	8,764	△34
	社債	26,251	26,132	△119
	小計	35,050	34,896	△154
合計		57,720	57,633	△87

3. その他有価証券（2024年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	155,348	76,051	79,297
	債券	286,837	283,544	3,293
	国債	176,801	174,238	2,562
	地方債	36,662	36,438	224
	社債	73,373	72,867	505
	その他	254,323	198,052	56,270
	外国証券	111,447	109,053	2,393
	その他	142,875	88,998	53,877
	小計	696,509	557,647	138,861
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	7,150	7,832	△681
	債券	1,399,736	1,433,326	△33,589
	国債	484,470	497,223	△12,753
	地方債	663,252	679,722	△16,470
	社債	252,014	256,380	△4,366
	その他	411,454	435,698	△24,243
	外国証券	356,562	375,500	△18,937
	その他	54,892	60,198	△5,306
	小計	1,818,342	1,876,857	△58,515
合計		2,514,851	2,434,505	80,346

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	72,969	7,116	1,459
債券	220,146	5,379	4,350
国債	209,403	5,379	4,093
地方債	9,856	—	243
社債	886	—	12
その他	86,876	1,265	2,256
外国証券	72,314	726	2,134
その他	14,562	538	122
合計	379,992	13,760	8,066

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、社債2百万円であります。

なお、当該減損処理は期末に50%以上時価が下落した銘柄については全て実施し、30%以上50%未満下落した銘柄については、過去1年間の価格動向等により回復可能性が乏しいと判定した銘柄について実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2024年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の 損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	20,000	-

2. その他の金銭の信託 (運用目的および満期保有目的以外) (2024年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	12,000	12,000	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 9百万円

2. 当連結会計年度に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
経常収益（注1）	184,661
うち役員取引等収益（注2）	22,034
預金・貸出業務	9,284
為替業務	4,767
証券関連業務	2,235
代理業務	2,340
保護預かり・貸金庫業務	144
保証業務	431
その他業務	2,830
うち信託報酬	0
顧客との契約から生じる経常収益	22,021
上記以外の経常収益（注1）	162,639
経常収益合計（注1）	184,661

(注1) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(注2) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	3,192円39銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	117円06銭
潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	116円90銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	7,568	流動負債	225
現金及び預金	6,930	未払金	76
未収還付法人税等	627	未払法人税等	37
その他	9	未払消費税等	32
固定資産	474,189	賞与引当金	52
有形固定資産	8	その他	26
建物	8	負債の部合計	225
工具、器具及び備品	0	【純資産の部】	
無形固定資産	0	資本金	16,000
その他	0	資本剰余金	457,686
投資その他の資産	474,181	資本準備金	4,000
関係会社株式	474,096	その他資本剰余金	453,686
繰延税金資産	46	利益剰余金	10,438
その他	37	その他利益剰余金	10,438
		繰越利益剰余金	10,438
		自己株式	△2,812
		株主資本合計	481,312
		新株予約権	220
		純資産の部合計	481,532
資産の部合計	481,758	負債及び純資産の部合計	481,758

第2期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	8,854
関係会社受取配当金	7,000
関係会社受入手数料	1,854
	<hr/>
営業費用	1,669
販売費及び一般管理費	1,669
	<hr/>
営業利益	7,185
営業外収益	20
受取利息	0
雑収入	19
	<hr/>
営業外費用	0
その他	0
	<hr/>
経常利益	7,204
税引前当期純利益	7,204
法人税、住民税及び事業税	121
法人税等調整額	△19
	<hr/>
法人税等合計	102
当期純利益	7,101

第2期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	16,000	4,000	453,696	457,696	9,015	9,015
当期変動額						
剰余金の配当					△5,678	△5,678
当期純利益					7,101	7,101
自己株式の取得						
自己株式の処分			△10	△10		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	△10	△10	1,423	1,423
当期末残高	16,000	4,000	453,686	457,686	10,438	10,438

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△1,000	481,711	272	481,983
当期変動額				
剰余金の配当		△5,678		△5,678
当期純利益		7,101		7,101
自己株式の取得	△2,000	△2,000		△2,000
自己株式の処分	187	177		177
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△51	△51
当期変動額合計	△1,812	△399	△51	△450
当期末残高	△2,812	481,312	220	481,532

計算書類の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　：15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1百万円
2. 関係会社に対する金銭債権	6,968百万円
3. 関係会社に対する金銭債務	13百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	8,854百万円
営業費用	215百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	0百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,071	1,939	201	2,809	注
合計	1,071	1,939	201	2,809	

(注) 増加株式数1,939千株のうち、1,938千株は取締役会決議による買受けによるもの、残りの0千株は単元未満株式の買取りによるものです。

また、減少株式数201千株のうち、66千株は新株予約権の行使によるもの、134千株は譲渡制限付株式報酬としての処分によるもの、残りの0千株は単元未満株式の売渡しによるものです。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	4百万円
未払費用	3百万円
賞与引当金	16百万円
ソフトウェア	5百万円
業績連動報酬	12百万円
譲渡制限付株式報酬	7百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	57百万円
評価性引当額	△10百万円
繰延税金資産合計	46百万円
繰延税金負債合計	－百万円
繰延税金資産の純額	46百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社中国銀行	岡山県岡山市	15,149	所有直接100.00%	経営管理等役員の兼任	配当金の受取	7,000	—	—
						経営管理料の受取(注1)	1,759	—	—
						預金の預入(注2)	—	現金及び預金	6,930
	株式会社Cキューブ・コンサルティング	岡山県岡山市	150	所有直接100.00%	経営管理等	コンサルティング報酬の支払(注3)	167	—	—

(注1) 経営管理料は、当社の経営活動に必要な諸経費として合理的に見積もられた金額に基づき算定しておりません。

(注2) 預金取引の金利条件については、預入時における店頭金利を適用しております。

(注3) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	2,645円12銭
1株当たりの当期純利益金額	38円86銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	38円81銭

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒木 賢一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 重久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 幸治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 黒木 賢一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 重久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊藤 幸治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループの2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められる。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第2期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ
監査等委員会

常勤監査等委員 大原 浩之 ㊟

監査等委員 西藤 俊秀 ㊟

監査等委員 田中 一宏 ㊟

監査等委員 清野 幸代 ㊟

(注) 監査等委員 西藤俊秀、田中一宏及び清野幸代は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場 ご案内略図

会場

当社本店 3階大講堂

岡山市北区丸の内一丁目15番20号

電話 (086) 223-3110



交通のご案内

J R岡山駅 より

岡山電気軌道東山線「**県庁通り**」停留場 すぐ